

○薬局及び一般販売業の許可を受けた者が利用できる厚生大臣の指定する試験検査機関の指定について

(平成九年三月二七日)

(薬発第四一一号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

薬局等構造設備規則(昭和三六年厚生省令第二号)第一条第一項第八号及び第二条第一項第七号の規定に基づく「厚生大臣の指定した試験検査機関」については、昭和五六年二月一七日薬発第一五七号薬務局長通知の規定に基づき指定されているところであるが、今般、「規制緩和推進計画の改定について」(平成八年三月二九日閣議決定)に基づき、指定試験検査機関の拡大について検討を行い、保健所をその指定の対象とすることとし、別表の通り指定することとしたので、貴管下関係業者等に対する周知方お願いする。

なお、各保健所により試験検査設備、試薬の在庫、職員の配置状況等が異なるため、保健所を利用しようとする際に利用者が事前に当該保健所に確認をするよう関係機関等を通じて周知方お願いする。

別表

薬局及び一般販売業の利用できる厚生大臣の指定する試験検査機関

名称・所在地・連絡先	都道府県	依頼を受ける試験検査
新庄保健所* 新庄市若葉町12の18 0223-22-2022	山形	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
米沢保健所* 米沢市金池3丁目1の26 0238-22-3000	山形	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
酒田保健所* 酒田市若浜町1の40 0234-24-1222	山形	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
中部保健所* 前橋市国領町2丁目21—22 027-231-7721	群馬	崩壊度試験以外の理化学試験
西部保健所* 高崎市高松町6 0273-22-3130	群馬	崩壊度試験以外の理化学試験
東部保健所* 太田市西本町41—34 0276-31-8241	群馬	崩壊度試験以外の理化学試験
上田保健所* 上田市材木町1—2—6 0268-23-1260	長野	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
諏訪保健所* 諏訪市上川1—1644—10 0266-53-6000	長野	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
伊那保健所* 伊那市伊那3497 0265-78-2111	長野	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
飯田保健所* 飯田市追手町2—678 0265-23-1111	長野	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
松本保健所* 松本市島立1020 0263-47-7800	長野	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
長野保健所* 長野市中御所岡田98—1 026-223-2131	長野	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験

北信保健所* 飯山市静間町尻1340—1 0269-62-3105	長野	崩壊度試験、融点測定等を除く理化学試験
四日市保健所* 四日市市新正4丁目21—5 0593-52-0591	三重	崩壊度試験、融点測定及び一部の確認試験・純度試験・定量試験を除く理化学試験
伊勢保健所* 伊勢市勢田町622 0596-27-5157	三重	崩壊度試験、融点測定及び一部の確認試験・純度試験・定量試験を除く理化学試験
尾鷲保健所* 尾鷲市大字中井浦字坂場1161 05972-3-3458	三重	崩壊度試験、融点測定及び一部の確認試験・純度試験・定量試験を除く理化学試験

注：保健所の名称は平成9年4月1日現在のもの。

*のある保健所においては保健所職員による試験検査の受託のみが可能。
依頼を受ける試験検査は各保健所で受入可能な理化学試験に限る。